



南環森第92号
平成28年5月10日

小山市 大久保 寿夫 様

栃木県南環境森林事務所長 新井 有



渡良瀬遊水地におけるイノシシ捕獲活動の実施について（依頼）

日頃より鳥獣保護管理行政の推進について、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、渡良瀬遊水地においては、以前よりイノシシの生息が確認されており、生息頭数の増加が懸念されているところです。

本年4月10日（日）には遊水地内で、イノシシによる物損事故が発生しました。渡良瀬遊水地はレジャーやレクリエーションの場として多くの利用者が訪れますが、生息頭数の増加により、今後利用者への被害が増える可能性もあります。

さらに農業についても、遊水地をめぐらとして周辺農地まで行動範囲が拡大することにより、今までは被害が無かった地域にまで、その被害が及ぶおそれがあります。

つきましては、利用者の安全確保と農業被害防止の観点から、渡良瀬遊水地や流入河川等において、イノシシの有害鳥獣捕獲について検討していただきますようお願い申し上げます。

栃木県南環境森林事務所

環境企画課 小林

TEL0283-23-1441

FAX 0283-22-5113

遊水地内で箱わなを設置する上での注意事項

【注意して頂きたい事項】

- ① 遊水地内利用者の安全が確保できる罾
- ② 遊水地内利用者への周知。例えば、罾付近に周知看板の設置
- ③ 遊水地内利用者の安全が確保できる箇所に設置。河川管理上支障ない箇所に設置
- ④ 罾（工作物）の撤去計画書の作成

【利根川上流河川事務所に情報提供して頂きたい事項】

- ① 設置箇所及び設置期間
- ② どのような理由で罾を設置するのか
- ③ 罾の構造等がわかるカタログや写真等